

宍戸苑指定通所〔指定予防通所事業〕介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈永会が開設する宍戸苑指定通所〔指定予防通所事業〕介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所〔指定予防通所事業〕介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者が事業所に通い入浴及び食事の提供や、その他の日常生活上の心身機能の維持回復を図る事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定予防通所事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 宍戸苑指定通所介護事業所
2. 所在地 茨城県笠間市橋爪462番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名以上（兼務）
事業所を代表し、職員の管理及び業務の管理にあたる。
2. 生活相談員 2名以上（専従 兼務）
事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。
3. 看護職員 2名以上（兼務）
利用者の健康管理及び指定通所介護の提供に当たる。
4. 介護職員 6名以上（専従 兼務）
指定通所介護の提供に当たる。
5. 機能訓練指導員 2名以上（兼務）
利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. この事業は、毎週月曜日から土曜日までとし、1月1日から1月3日までの年始を特別休暇とする。
2. 営業時間は、原則として午前9時15分から午後4時30分までとする。但し、家族の希望がある場合には、その限りではない。

(指定通所介護〔指定予防通所事業〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

1単位 25名

(指定通所介護〔指定予防通所事業〕の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所介護〔指定予防通所事業〕の内容は次の通りとし、指定通所介護〔指定予防通所事業〕を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護〔指定予防通所事業〕が法定代理受領サービスである時は、その介護報酬規定に応じた額とする。

- 一、生活指導、機能訓練、介護サービス、介護方法の指導、健康状態の確認、送迎、入浴サービス、食事提供介護サービス
2. 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事とする。(重要事項説明書参照)
 - 一、利用者の希望により、介護報酬設定上の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を越える額(時間延長サービス)。
 - 二、食費
 - 三、おむつ代
 - 四、趣味活動費
 - 五、おやつ代
 - 六、指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用。
3. 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の実施地域については笠間市全域とする。

(サービスの提供記録の記載)

第9条 指定通所介護〔指定予防通所事業〕を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(苦情処理)

第10条 提供した指定通所介護〔指定予防通所事業〕に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第11条 利用者が指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を受ける際には次の説明を事前に行う事とする。

- 一、通所介護利用日の利用料金、持参品に関する事。
- 二、利用者の緊急連絡先、主治医に関する事。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定通所介護従業者は、介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害・緊急時について、以下の事項を行なう事とする。

- 一、事業者は、指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
また、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。
- 二、事業者は、指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供中、従業者は特別な相当の事由がない限り、利用者の心身の抑制・拘束、精神的な苦痛を与えてはならない。

(秘密保持)

第14条 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じるものとする。

- 一、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一、 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二、 虐待防止のための指針を整備する。
- 三、 虐待を防止するための定期的な研修の実施及び適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。また以下の事項を行うこととする。

- 一、 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 二、 事業者は、定期的に業務継続計画を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他にこれに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 一、採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二、継続研修 随時

2. 事業者は、適切な指定通所介護〔指定予防通所介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈永会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成12年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 10月 1日より施行する。

この規定は、平成18年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成20年 1月 4日より施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成25年 10月 31日より施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日より施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日より施行する。